

(平成22年6月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

厚生年金 事案 4860

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 27 日から 41 年 2 月 11 日まで
② 昭和 41 年 3 月 16 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 9 月 26 日から 43 年 1 月 1 日まで

年金手続の際、申立期間について脱退手当金を受け取っていると言われた。私は脱退手当金をもらった記憶がないので今回申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申し立てた当初において、申立期間①を申立期間に含めておらず、その理由として「申立期間①については、友人達も脱退する人がいたので私も脱退し、当時5万円ぐらいいただく。」「申立期間①を退職した時、お金をもらったと言ったら、実母から、これからの世の中は年金が大切だから続けるよう諭され、その時初めて必要性を感じました。」「申立期間①で脱退手当金を頂いてから、実母から、これから厚生年金は大切なものなので最後まで積み立てておかなければと注意され、そんなものかと思っただけであまり深くは考えていなかった。」と自ら申立時の書面に記載しており、申立期間①の脱退手当金の受給を明らかに認めていたところ、その後、ひょっとすると退職金だったかもしれないとして、申立期間①を加えて申し立てるに至ったが、その変更に至った理由には説得力がうかがえず不自然である上、申立期間①を申立期間に含めていなかった理由として述べていた前記の各点については、現在もそのとおりであったと記憶している旨述べているなど、申立ての変更には合理性が認められないことから、申立人が脱退手当金を受給していないとは考え難い。

また、申立期間である3回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 4861 (事案 1774 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 10 月 12 日まで
② 昭和 39 年 10 月 12 日から 43 年 2 月 21 日まで
平成 21 年 3 月 11 日付けで脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けたが、納得できないので次のことを教えてほしい。

昔は年金など興味も無く、社会保険事務所(当時)すらどこにあるかも知らなかったので、どこで支払われたのか。また、脱退手当金として精算したとされる金額と計算したものの写しに私のサインはあるのか。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成 21 年 3 月 11 日付けの通知内容に納得できないので、どこで支払われたのか教えてほしい、支給されたとする金額と計算したものの写しや、書類に申立人のサインがあるのか確認したいとし、

再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 4862 (事案 271 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 7 月 26 日まで
先の申立てにおいて、脱退手当金の請求書を書いた覚えがなく、受給していないと主張したが申立ては認められなかった。

今回、平成21年11月12日付けの新聞報道で、脱退手当金の受給がはっきりしないケースに救済基準を設けるとの記事を夫が見つけ、自分もこれに該当するのではないかと思ったので再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年12月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないことや、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成21年11月12日付けの新聞報道で、脱退手当金の受給がはっきりしないケースに救済基準が設けられることを知り、自分も救済されるのではと思い再申立てをしたとしているところ、当該救済基準は、同年12月25日に制定されているが、申立人の場合はこの基準に該当していない。

また、同記事の救済基準には、会社が勝手に手続をして横領した可能性もあると記載されていたため、申立人は、事業所に勤務していたころ自分が社長から預かった社用の現金を亡失したことがあるので脱退手当金とも関係するのではないかとしているが、当該亡失が盗難であったのか、紛失であったのかは不明である上、申立人が在職していたときに勤務していた者で連絡先が把握できた者も皆無であるなど、脱退手当金の支給にまで及

ぶような事情をうかがい知ることはできなかった。

したがって、申立内容に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 4863 (事案 4850 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から39年9月30日まで

先の申立てにおいて、脱退手当金をいったん受給したものの、その後、町役場の職員からのアドバイスを受け、その職員を通じ脱退手当金の返金手続を行ったと主張したが、認められなかった。

今回、役場の元職員から、当時、返金手続を依頼した職員の人格について記載された書面を頂いたので改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の事業所を退職後に脱退手当金を受給したと述べていることから、申立人が申立期間の脱退手当金を受領していることは明らかであること、脱退手当金の返還可能措置が講じられたのは、昭和36年4月1日から同年10月31日までの間に被保険者に支給されたものであり、かつ、当該被保険者が37年4月30日までに社会保険事務所(当時)に申し出たもののみが対象となっており、限定的な取扱いであったことから、申立人については、返還可能措置後の40年5月19日に脱退手当金が支給決定されている上、申立人が脱退手当金を返金したとしている申出場所は町役場であったことを踏まえると、当時申立人が脱退手当金を返還することはできなかったと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、返金手続を依頼した役場職員の部下であったと申し出る者が署名押印した書面を新たな資料として提出しているが、当該書面には、申立人が脱退手当金の返金手続を依頼したとする職員は「実直な人物」であったと記される一方、申立人の「厚生年金参万円については解りません」と記されていることから、この書面をもって当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事

情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。